



Title	17世紀オスマン朝-ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	末森, 晴賀
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15530号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/89467">http://hdl.handle.net/2115/89467</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Haruka_Suemori_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 末森 晴賀

主査 教授 佐藤 健太郎  
審査委員 副査 教授 吉開 将人  
副査 教授 長縄 宣博  
副査 教授 堀井 優（同志社大学）

## 学位論文題名

17世紀オスマン朝－ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序

### ・当該研究領域における本論文の研究成果

近世の地中海は、オスマン朝とヨーロッパ諸国が和戦双方の面で多様な関係を取り結んできた歴史的世界である。その中であって、オスマン朝・ヴェネツィア関係は中世にさかのぼる両者の深い関係を背景として、実に多くの研究が積み重ねられてきた。その焦点の一つが、オスマン朝からヴェネツィアに付与され両者の関係を規定するアフドナーメ（条約）である。特に16世紀までのアフドナーメとそこに現れる海上秩序の形成過程については、従来の研究でかなりの程度明らかにされてきた。

しかしながら、17世紀以降の展開については、国内外の学界における研究上の関心がヴェネツィアからフランス・オランダ・イギリスなどの西欧諸国に移ることもあって、よく分かっていなかった。しかし17世紀は、16世紀のような地中海の覇権をめぐる大規模な抗争が一段落する一方で、アルジェなどに拠点を置くマグリブ私掠船の活動が問題化した時期である。16世紀末までに一旦の完成を見たと思われるオスマン朝・ヴェネツィア間の海上秩序が、こうした時代背景のもとでどのような展開を見せたのかは、研究史上の課題となっていた。また、アフドナーメの条文分析を通じて海上秩序にかかわるルール自体がある程度明らかとなった一方で、そうした規定が実際の「海賊」対応の中でどのように適用されていたのかについては、研究が進んでいなかった。

こうした研究状況の中で、本論文があげた研究成果は以下のような点である。

第1に、15世紀から18世紀までにヴェネツィアに付与された全てのアフドナーメを通して、オスマン朝・ヴェネツィア間の「海賊」対応の規定の展開を通時的に明らかにしたことである。これにより、16世紀に確立した原則がほぼ踏襲されていたこと、その一方で新たに問題化したマグリブ私掠船については17世紀前半のムラト4世期に別個の勅書という形でアフドナーメに基づく海上秩序の中に組み込まれていたことなどが明らかにされた。1640～70年代にはオスマン朝とヴェネツィアは長期間にわたるクレタ戦争を経験したが、クレタ戦争後にもこのような海上秩序は踏襲されていたのである。

第2に、勅令やシャリーア法廷台帳といったオスマン語文書に依拠して、「海賊」対応の具体的な過程を明らかにしたことである。被害案件がオスマン朝中央政府に報告されると、中央政府から地方官に対して対応を命じる勅令が下されており、オスマン朝側が主導して海上秩序維持にあたったことがうかがえる。また、そのようなオスマン朝勅令の控えがヴェネツィア側の台帳にも記録されていたことは、海上秩序維持における両者の密な交渉関係を示している。

第3に、シャリーア法廷台帳を通して描かれた「海賊」をめぐるオスマン社会の実態である。オスマン社会史におけるシャリーア法廷台帳の重要性はつとに指摘されてきたところだが、本論文もまたこの史料を用いて「海賊」をめぐるオスマン社会の人々の行動を活写することに成功している。外交交渉による解決が期待できない戦時における人々の自力救済の試みを拾い上げることができたのも、この史料を活用したことによる成果である。

・学位授与に関する委員会の所見

上記のように、本論文は17世紀地中海の「海賊」をめぐるオスマン朝・ヴェネツィア間の海上秩序について、オスマン語文書史料に基づき実証的に明らかにした研究であり、研究史上の意義も大きいことが審査委員会で認められた。

その一方で、いくつかの疑問点も指摘された。第1に harami, levend, korsan など様々な史料用語で表現される掠奪行為の実行者を、かっこつきとは言え「海賊」と定義することは妥当なのか、第2にアフドナーメが規定する海上秩序を「海賊」をめぐる問題に限定せずもう少し広く捉えるべきではないか、第3にオスマン朝にとってマグリブ私掠船が持つ意味を考察対象とすべきではないか、第4に地方官による「海賊」取り締まりを17世紀以降のオスマン朝地方統治の変容と関連付ける必要があるのではないかと、といった点である。

しかし、これらの多くは本論文の瑕疵というより、研究成果とともに浮かびあがってきた課題という側面も強く、さらなる研究の発展の可能性を示すものである。本論文の著者もこれらの課題を十分に認識していることが、口頭試問において示された。

以上の審査の結果、審査委員会は全員一致して、本論文の著者である末森晴賀氏が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。